

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月

国民年金保険料の納付記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について未納となっていることが分かった。

しかし、申立期間前に勤務していた会社を退職後、時期は覚えていないが、私が、市役所本庁の窓口で国民年金及び国民健康保険の加入手続きを行い、その後、妻が、毎月自宅に来ていた市の集金人（年配の女性で氏名は不明）に申立期間を含む夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたことを覚えており、妻の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料が未納となっているのは納付できないので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、国民年金受付処理簿には、国民年金手帳記号番号の払出日が昭和49年8月1日、資格取得年月日が同年3月21日、申立人の国民年金手帳には、交付日が同年9月11日と記載されていることから、申立人は、同年7月に国民年金の加入手続きを行い、同年3月21日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得したものと推認され、同記号番号が払い出された時点から申立期間が納付可能な51年4月までの間に、申立期間に係る国民年金保険料を過年度納付することができたと考えられる上、申立人が居住する市は、「申立人が国民年金の加入手続きを行った当時、申立人が住んでいた地域には、当市が国民年金保険料の集金を委託していた人（氏名は不明）がおり、当市は、過

年度保険料の収納を行っていなかったが、国民年金被保険者から依頼があれば、当該集金人が、過年度保険料（現金）と納付書を預かり、金融機関の窓口で納付していたと思う。」と回答しており、申立人の妻が、自宅に来ていた市の集金人に保険料を納付していたとする申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月20日の標準賞与額に係る記録を25万6,000円に、17年12月20日の標準賞与額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日
② 平成17年12月20日

A社から支給された賞与について、申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

しかし、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていたことは、給与明細書において確認できるので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及びA社から提出された平成16年及び17年の申立人に係る賃金台帳(写)から、申立人は、16年12月20日は25万6,000円、17年12月20日は26万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る保険料の賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月及び同年 8 月

国民年金保険料の納付記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について未加入となっていることが分かった。

しかし、申立期間前に勤務していた会社を退職し、子供を出産した後、時期は覚えていないが、市役所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、その後、国民年金保険料の納付を忘れていたが、市の女性職員から電話で保険料が未納となっているとの督促があったので、市役所（本庁か支所かは不明）の窓口に行き、申立期間を含む昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの保険料を一括納付したことを覚えているので、申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、国民年金被保険者資格取得届の受付年月日及び国民年金の任意加入による資格取得年月日が、昭和 55 年 9 月 22 日と記載されているとともに、国民年金手帳記号番号払出簿により、同年 10 月 8 日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、任意加入の被保険者の資格取得日は、制度上、資格取得届の受付年月日とされていることから、申立人は、申立期間当時に国民年金に加入していなかったと考えられる上、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が保管している年金手帳には、国民年金の資格取得年月日が、昭和 55 年 9 月 22 日と記載されており、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入していなかったことを認識していた可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、市職員から督促があったため、市役所の窓口で未納と

なっていた昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの保険料を一括納付したとしているが、国民年金に加入していない期間の国民年金保険料納入通知書が発行されることは考え難い上、申立人が保管している国民年金保険料納入通知書兼領収書（写）の保険料領収期間は、同年 9 月となっている。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から9年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から9年12月まで
市役所から国民年金の案内が届いたので、加入手続を行った。国民年金保険料は市役所内の銀行や市役所近くの郵便局で、1年目は月掛けと半年掛け、2年目以降は1年分をまとめて納付したはずなのに、記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年1月13日に厚生年金保険の被保険者となったことにより初めて基礎年金番号が付番されていることがオンライン記録により確認でき、当該時点において、申立人は、国民年金の加入手続を行っていないものと推認される上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり国民年金保険料を納付することが、制度上、できなかった期間である。

また、申立人は申立期間に係る国民年金保険料の納付方法について、「市役所内の銀行や、市役所近くの郵便局で納付した。」と主張しているが、申立人が居住している市は、「市が発行した国民年金保険料の納付書は、郵便局の取扱いはできなかつたと思われる。」と回答しており、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月、同年4月及び同年10月から7年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年3月
② 平成6年4月
③ 平成6年10月から7年1月まで

平成6年3月1日にA市役所へ行き、転入届を提出すると同時に国民年金及び国民健康保険に加入した。

今まで国民年金保険料を納付したことが無かったため、同市の担当者に納付場所を尋ね、B社会保険事務所（当時）で納付することができると教えられた。その後、A市から国民年金保険料の納付書が届いたので、自宅に近いB社会保険事務所へ行ったところ、同事務所は移転していたため、移転先の同事務所窓口に出向き保険料を納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③について、「A市の国民年金担当者から国民年金保険料の納付場所としてB社会保険事務所を教えられ、同市から届いた保険料の納付書を持参し、移転先の同事務所窓口に出向き保険料を納付した。」と主張しているところ、A市は、「平成14年3月以前は、現年度保険料の納付場所として社会保険事務所を案内することはない。」と回答している上、B社会保険事務所が移転後の新庁舎において業務を開始したのは、平成7年10月23日であったことが、C県が発行した広報誌により確認でき、申立人の主張と矛盾する。

また、申立期間①については、オンライン記録によると、平成8年1月に当該期間に係る納付書が作成されていることが推認でき、当該時点において、当該期間は未納期間であったと考えられる上、日本年金機構C事務センターは、「申立期間①当時、A市に居住する被保険者に係る過年度保険料の納付書は、A市を管轄するD社会保険事務所では取り扱っており、B社会保険事務所では当該過年度保険料を納付することはできなかった。」と回答している。

さらに、申立期間②については、申立人は、免除の申請手続は行わず国民年金保険料を納付した旨主張しているが、オンライン記録によると、申立期間②は申請免除期間となっている上、A市が保管する国民年金被保険者履歴状況一覧の免除記録欄には、「種別：推進、始期：H6.4、終期：H6.4」と記載されており、同市は、「国民年金推進員が未納者を個別に訪問し、納付困難な場合は、被保険者に免除の案内を行い、免除申請書を預かっていた。その場合に、国民年金被保険者履歴状況一覧の免除記録欄の種別に「推進」と記載される。」と回答しており、申立人が申立期間②に係る免除申請の手続を行った可能性がうかがわれる。

加えて、申立期間③については、平成13年12月26日に当該期間に係る国民年金被保険者資格が追加されていることがオンライン記録により確認でき、当該時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間③当時、当該期間は国民年金の未加入期間となっており、保険料の納付や免除申請ができない期間であったと考えられる。

このほか、申立人が、申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月から 32 年 3 月 15 日まで
社会保険庁（当時）から郵送されたねんきん特別便により、申立期間について、船員保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、A氏が所有する2隻のB丸に乗船していたことは確かであり、一緒に乗船していた乗組員の連絡先も分かるので、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A氏所有のB丸に乗船していたことは、時期は特定できないものの、乗組員の証言により推認できる。

しかしながら、申立人が、昭和 31 年 9 月から同年 12 月まで乗船していたとするB丸に、同船に係る船員保険被保険者名簿及び乗組員の証言から乗船していたとみられる乗組員4人のうち、同船への乗船時期を記憶していた1人は、「私は、昭和 31 年 1 月 13 日に機関長の免許を取得した直後から、B丸に乗船した記憶がある。」と証言しているところ、上記被保険者名簿により、当該乗組員は、31 年 6 月 7 日に、同船において被保険者資格を取得していることが確認でき、船舶所有者は、乗組員について乗船後直ちに船員保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

また、B丸の船舶所有者は、既に死亡している上、乗組員の証言により、申立期間当時に2隻のB丸の船長であったとみられる2人（うち1人は、船舶所有者が兼務）のうちの1人、申立人が記憶している同僚3人及び上記被保険者名簿により、申立期間当時、同船に乗船していたことが確認できる乗組員2人は、「申立期間当時、同僚の給与から船員保険料が控除されていたかどうか記憶が無く、経理担当者の氏名も覚えていない。」としていること

から、申立期間当時の申立人に係る船員保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月から 63 年 2 月 1 日まで

社会保険庁（当時）から郵送されたねんきん特別便を見て、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間にA社に勤務していたことは確かであり、私と一緒に勤務していた同僚は、厚生年金保険に加入しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことは、時期は特定できないものの、同僚の証言により推認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時に勤務していた従業員の話によると、1か月半から3か月程度の試用期間を設け、試用期間後に従業員を厚生年金保険に加入させていたと思われる。」「申立期間当時に経理及び社会保険関係の事務を担当していた事業主の妻の話から、申立期間当時、従業員本人が希望した場合、厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。」と回答している。

また、申立人は、「私が、A社への入社時期を記憶している同僚3人は、私より早く入社していた。」と供述しているところ、申立人が同社に入社した時期は、当該同僚に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び同僚本人が記憶する試用期間から判断して、昭和62年9月以後であったことがうかがわれる。

さらに、B社は、「申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる資料は残っておらず、経理を担当していた事業主の妻も、申立人を記

憶していない。」と回答している上、申立期間当時、経理を担当していた事務員1人は、「申立期間当時のことは、覚えていない。」と証言していることから、申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、申立期間及びその前後の期間（昭和61年6月1日から63年3月1日まで）に、申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで
② 昭和 36 年 9 月 6 日から 37 年 4 月 1 日まで

申立期間①はA社、申立期間②はB社に勤務し、それぞれの申立期間において健康保険証を使用した記憶があり、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、当該期間におけるA社の所在地及び同社の寮や事業主の自宅の場所等について詳細に記憶していることから、時期は特定できないものの、勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は平成 10 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①当時の資料は無く、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、申立期間①当時、A社において厚生年金保険の加入記録が確認できる元従業員のうち1人が記憶する元従業員2人は、申立人と同時期に同社に就職し、同社に勤務していたにもかかわらず、当該期間当時、同社において厚生年金保険に加入していなかったことが健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから、同社は、当該期間当時、同社に勤務していた一部の従業員について厚生年金保険に加入させない取扱いを行っていた可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間①におけるA社の事業主及び同僚の氏名を記憶していない上、前述の元従業員のうち連絡のとれた8人は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について、証言を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶は明確ではない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、当該期間当時におけるB社の所在地を記憶していること、及び同社における業務内容を具体的に記憶していることから、時期は特定できないものの、勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「6か月の試用期間経過後に社会保険に加入させていた。」と回答している上、申立期間②当時、同社において厚生年金保険の加入記録が確認できる元従業員のうち1人は、「昭和36年2月にB社に就職したが、厚生年金保険の加入は37年1月3日になっている。私が就職した時、同僚3人は既にB社で勤務していた。」と回答しており、当該従業員及び当該同僚3人は、昭和37年1月3日付けで厚生年金保険に加入していることが健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから、同社は入社後すぐには、厚生年金保険に加入させない取扱いを行っていた可能性がうかがわれる。

また、B社は、「申立期間②当時の資料は無く、社会保険の届出及び保険料控除は不明である。」と回答している上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間②における同社の事業主及び同僚の氏名を記憶していない上、前述の元従業員のうち連絡のとれた6人は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について、証言を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶は明確ではない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。